

医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議 供給情報ワーキンググループ

(第3回(令和6年6月12日)) 議事概要

- 「令和5年度医薬品供給情報の報告・収集・整理・分析・提供等に係る体制整備のための調査研究」事業において検討している医療用医薬品の流通過程における数量情報を把握・分析・活用するための新たな仕組みについて、現在の検討状況を報告し、構成員から今後の検討に向けて幅広い意見等をいただいた。
- 今回報告した新たな仕組みは、医薬品の供給不安に対応するため、行政において医療用医薬品の生産、入荷、出荷、調剤・投薬の情報を通じて、それぞれの在庫量を把握・分析することを想定し、安定供給確保マネジメントシステムの実効性を下支えるものとして、「需給状況の把握・調整」及び「供給不安解消策」を実施する上で、その判断材料としての活用を期待するもの。
- 会議では、新たな仕組みの構築にあたって把握すべき情報やその把握方法、把握した情報の活用方法等について議論された。

【主な検討課題と論点について】

- 事務局より以下の事項について説明を行った。
 - 安定供給確保マネジメントシステムと本日の議論の関係について
 - 把握対象とする情報項目や把握する情報の粒度、システム連携を含む把握方法について
 - 把握した情報の活用イメージや把握した情報の提供範囲について

<構成員の主な意見>

- 情報把握の対象とする品目については、安定確保医薬品などに限定するべきではないか。詳細なデータを把握した方が、精密な分析はできるが、費用対効果を踏まえて検討した方が良い。
- 供給量にあわせて投薬量・調剤量を調整している状況では、医療機関・薬局は入荷量に合わせて使用しているだけであり、資料の充足率の考え方は、見かけ上の使用割合を示しているにすぎない。本当の需要量をどのように把握するのか示されていない。
- メーカーは、市場全体で幾らが需要量なのかが分からないので、各社がそれぞれ思い思いできるだけ製造するということやっており、それがトータルとしてどうなっているのか分からないので、把握した情報はメーカーに情報提供した方が良い。

- 仮にメーカーが医薬品を出荷しているとわかったとしても、実際に個別の薬局に入荷するかは別の話であり、入荷していない薬局の近隣の医療機関がそういった情報をもとに処方することで混乱が生じる恐れがあるので、情報提供の範囲は限定した方がよい。
- 在庫の偏在があって、どのように分けるのが医療機関・薬局にとって公平・効率的なのかというのはもちろんあるが、その前に、出荷状況等と実際に使っている医療現場との需給のギャップの把握が先ではないか。医療現場で何が足りないかということの報告をするような仕組みがあれば、足りなくなりつつある医薬品の予測ができるのではないか。
- 川下の側では大きなトレンドを捉えておいて、そのトレンドを踏まえてメーカーが生産や出荷をできているかを行政で監視できる仕組みが必要ではないか。
- 問題が起きたときにどのタイミングでアラートを出さなければいけないのか、また、何が要因となっているのかを示せる仕組みが必要である。
- 慢性疾患用の医薬品など使用量がある程度見えているものと、感染症対応医薬品など急性疾患に使用される医薬品とは、使用量の扱いが異なるので分けて整理すべき。
- 平時と有事でそれぞれ分けて仕組みを考えるべきであり、特に平時からの需要予測と需要分析をしておくことは必要ではないか。